

転校手続きについて



○市外の学校から転校(転入)する場合

- ① 豊見城市役所の市民課で、住民票の異動手続き(転入届)を行ってください。同時に「転学申出書」も記入し提出してください。
- ② 市民課より「指定校通知書」が発行されます。
- ③ 市民課より発行された「指定校通知書」と前の学校からもらった「在学証明書」・「教科書給与証明書」を指定された学校へ提出してください。

○市外の学校へ転校(転出)する場合

- ① 豊見城市役所の市民課で、住民票の異動手続き(転出届)を行ってください。同時に「転学申出書」も記入し提出してください。
- ② 市民課より「転学通知書」が発行されます。
- ③ 市民課より発行された「転学通知書」を現在通っている学校に提出し、「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

*「在学証明書」と「教科書給与証明書」は学校にて作成しますので、前もって担任の先生に転校することを連絡してください。

- ④ 転出先の市町村で指定された学校へ「在学証明書」と「教科書給与証明書」を提出してください。

○市内で転居する場合

- ① 豊見城市役所市民課で転居の手続きを行ってください。同時に「転学申出書」も記入し提出してください。
- ② 市民課より「転学通知書」と「指定校通知書」が発行されます。
- ③ 市民課より発行された「転学通知書」を現在通っている学校に提出し、「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

*「在学証明書」と「教科書給与証明書」は学校にて作成しますので、前もって担任の先生に転校することを連絡してください。

- ④ 「指定校通知書」にて指定された学校へ「指定校通知書」「在学証明書」「教科書給与証明書」を提出してください。

*市内で転居し、学校区が変わっても現在の学校へ通学したい場合は、学校教育課にて手続きが必要となります。